

社会福祉法人 宝樹園

## 役員等報酬規程

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝樹園（以下「法人」という。）の役員等の報酬について定める。

### (定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員

### (出席報酬)

第3条 役員、評議員又は評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、出席した会議の数にかかわらず報酬として日額10,000円を支給する。

- 2 支給にあたっては、所得税法上の報酬として扱い、前項の報酬額は、当法人による源泉徴収後の金額とする。
- 3 第4条に規定する報酬を支給する役員には、第1項の報酬を支給しない。

### (常勤役員の勤務報酬)

第4条 役員のうち常勤で法人業務を行う理事に対して勤務に関する報酬を支給する。

- 2 支給額は、1人につき月額500,000円を上限として理事会において決定する。
- 3 支給にあたっては、所得税法上の報酬として扱い、当法人による源泉徴収後の金額を支給する。

### (報酬の支給方法)

第5条 役員勤務報酬については、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準じるものとし、出席報酬については、当該日に現金にて支給するものとする。

### (兼務役員)

第6条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬を支給しない。

(役員等の報酬総額)

第7条 法人の全理事への報酬の総額は、各年度13,000,000円を超えない範囲とする。

2 法人の全評議員及び全評議員選任・解任委員への報酬の総額は、定款第八条で定める総額の範囲内とする。

3 法人の全監事への報酬の総額は、各年度200,000円を超えない範囲とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社会福祉法人宝樹園評議員会の決議により行うものとする。

附則

本規程は、令和3年3月22日より施行する。